

## 勧誘行為等適正化特定地区を拡張します

市では、しつようなつきまとい勧誘行為（業種問わず）や、飲食店・風俗営業店などによる客引き行為などを「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」により市内全域で禁止しています。

「勧誘行為等適正化特定地区」は、指導などによっても改善しない場合に、警告・勧告・氏名などの公表という、より強い措置をとることが可能となる区域です。

このたび、客引き行為などの実態を踏まえて、勧誘行為等適正化特定地区の区域の見直しを行い、令和5年12月1日から区域を拡張します。

### ■ 区域を変更した理由

令和4年4月から新たに飲食店や風俗営業店の客引き行為なども禁止行為に加えたことにより、それらの実態を踏まえたうえで、区域の見直しを行いました。

### ■ 勧誘行為等適正化特定地区（令和5年12月1日から変更）

黒枠 … 現行の区域      赤枠 … 新たに追加する区域



■ 問い合わせ      防災安全部 安全対策課      0422-60-1916